



熊本県公報

号外 第22号
令和4年(2022年)
3月31日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境保全課) 1
- 地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//) 3
- 熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則…………… (畜産課) 5
- 熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 8
- 熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則…………… (//) 10

規 則

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第42条を削る。

第43条中「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第42条とする。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第42条関係)

(第1面)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">職 名</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">生年月日 年 月 日生</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; width: 100px;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> 熊本県知事 印 </p>

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

別記第16号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定により交付されている証明書は、改正後の熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定により交付された証明書とみなす。

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 削除

別記第25号様式を次のように改める。

別記第25号様式(第19条関係)

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
熊本県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により交付されている証明書は、改正後の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により交付された証明書とみなす。

熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(知事が必要と認める図書)

第3条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の審査を受け、当該規定に適合することを証する書面の交付を受けた場合は、当該書面及び省令別表第1に掲げる図書
- (2) その他知事が必要と認める図書

(知事が不要と認める図書)

第4条 省令第64条第2項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる図書を添付する場合にあっては、省令別表第2から別表第8までの各項に掲げる図書（省令第48条第2項の規定が適用される畜舎等に係る場合にあっては、同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）
- (2) その他知事が不要と認める図書

(申請の取下げの届出)

第5条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定及び法第6条第2項ただし書の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第6条 省令第91条に規定する知事の定める日は、前回報告を行った日（法第3条第1項の認定を受けた後最初に行う報告にあっては、当該認定を受けた日）から起算して5年を経過する日の属する年度の9月末日とする。

(建築等又は利用の取りやめの申出)

第7条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、取りやめ申出書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

取下げ届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

申請を取り下げたいので、熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 申請の種類 (該当する□にチェックを入れてください。)

法第3条第1項の認定の申請

法第4条第1項の変更の認定の申請

法第6条第2項ただし書の規定による認定の申請

2 申請年月日

3 取下げの理由

4 備 考

別記第2号様式（第7条関係）

取りやめ申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
申出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、
熊本県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第7条の規定によ
り下記のとおり申し出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日

認定番号：

認定年月日：

2 取りやめ予定年月日

3 取りやめの理由

4 備考

熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

熊本県宅地造成等規制法施行細則（昭和42年熊本県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記第1号様式から別記第3号様式まで」を「別記第1号様式及び別記第2号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

熊本県知事 印

写 真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

(備考)

- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「ー」を記載すること。
- 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 裏面には、参照条文を記載することができる。

別記第3号様式を次のように改める。
別記第3号様式 削除
附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則
熊本県都市計画法施行細則（昭和46年熊本県規則第15号）の一部を次のように改正する。

- 第21条中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 省令第60条第2項の規定による書面の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（畜舎等用）（別記第20号様式の2）を提出しなければならない。

第21条の2中「第81条第4項」を「第81条第3項」に、「別記第20号様式の2」を「別記第20号様式の3」に改める。
別記第20号様式中「熊本県都市計画法施行細則第21条」を「熊本県都市計画法施行細則第21条第1項」に改める。
別記第20号様式の2を別記第20号様式の3とし、別記第20号様式の次に次の1様式を加える。

別記第20号様式の2(第21条関係)

開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書 (畜舎等用)

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定による認定を受けるため、次の建築(築造)計画が都市計画法第53条第1項の規定に適合していることの証明書の交付を受けたいので、熊本県都市計画法施行細則第21条第2項の規定により申請します。

土地の所在地、地番地目及び地積			
建築(築造)計画	敷 地 面 積	平方メートル	
	用 途	建築(築造)面積	平方メートル
	建築物等の種別	延べ面積	平方メートル
証明を必要とする内容及び理由			
※ 受付処理欄			
<p>注1 ※印の欄は、記入しないでください。 2 不要の文字は、消してください。</p>			

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式(第22条関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
熊本県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

(備考)

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。